議事日程 (第1日)

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議会改革推進に関する事務調査について

(議会改革推進委員長報告)

- 第6 同意第4号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任について (町長提出)
- 第7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(北方町税条例等の一部を改正する条例) (町長提出)
- 第8 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(北方町国民健康保険税条例の一部を 改正する条例) (町長提出)
- 第9 議案第32号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第10 議案第33号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について(町長提出)
- 第11 議案第34号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例制定について (町長提出)
- 第12 議案第35号 平成30年度北方町一般会計補正予算(第1号)を定めるについて

(町長提出)

第13 議案第36号 平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めるについて (町長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第13まで

出席議員	(9名)								
1番	村	木	俊	文	2番	松	野	曲	文
3番	三	浦	元	嗣	4番	杉	本	真由	美
5番	安	藤	哲	雄	6番	安	藤		巖
7番	鈴	木	浩	之	8番	安	藤	浩	孝
10番	井	野	勝	巳					

欠席議員 (なし)

欠 員 (9番)

説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸	部	哲	哉	副	F	叮	長	中	村		正
教 育	長	名	取	康	夫	参	事兼編	総務詞	果長	奥	村	英	人
防災安全課	長	臼	井		誠	税	務	課	長	木里	予村	英	俊
教育次	長	有	里	弘	幸	教	育	課	長	河	合	美色	生子
住民保険課	長	安	藤	ひと	ニみ	参事	兼福	祉健康	課長	林		賢	$\vec{\underline{}}$
健康づくり担当	課長	大	塚	誠	代	都技	市場術	環 境 調 整	課監	桜	井	孝	昭
都市環境課 兼上下水道課	!長 !長	山	田		潤	会	計	室	長	横	田	紀	彦

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長福 田 宇多子議 会 書 記後 藤 祐 斗

議会書記 牧野拓也

○議長(安藤浩孝君) 皆さん、どうもおはようございます。

台風と梅雨前線の影響で、きょうはもう朝からまとまった雨がというような予想でありましたが、薄日が差す天気ということになりました。

あすは、世界の注目を集める史上初の米朝の首脳会談が行われるということでございますが、 完全非核化への道のりが示されるのかどうかということが、今、全世界で注視するところである わけでありますが、歴史が大きく変わる1ページになることを期待したいというふうに思ってお る次第であります。

それでは、ただいまから、平成30年第2回北方町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(安藤浩孝君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番 安藤巖君及び7番 鈴木浩之君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長(安藤浩孝君) 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長(安藤浩孝君) 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局から、例月出納検査の結果、岐阜県町村議会議長会などの報告をさせます。

○議会事務局長(福田宇多子君) 3月定例会以後の報告をさせていただきます。

3月20日、4月19日及び5月16日に現金出納事務全般について出納検査が行われ、一般会計、 国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、南東部開発事業特別会計、下水道事業特別会 計、上水道事業会計、組合会計、委託会計、各基金及び歳入歳出外現金とも計数上の誤りは認め られなかった旨の報告がありました。

次に、定期監査の結果についてであります。

5月9日、公共施設の利用手続等について適正に行われているか、またマイクロバスの貸し出 しについて適正に行われているかについて監査が行われました。

対象事項について、関係書類などの調査及び担当者から説明を求めて監査した結果、おおむね 適正に執行されていると認められたが、監査意見書に述べる事項について改善する必要がある。

公共施設の利用手続について、各施設の設置及び管理に関する条例等については、全てについてその都度統一されるのが望ましい。具体的には、減免の内容や使用権の譲渡、損害賠償等について、

コミュニティセンターについては、覚書の内容を確認したところ、責任の所在、例えば維持管 理業務等が不明確なところがあり、今後、諸問題を生じる可能性があるため、再考されたい。

マイクロバスについて、貸し出し要綱等改善に向けて動き始めていることは確認したが、万が 一のことがあるため、早急に確定されたいとの報告がありました。

次に、岐阜県町村議会議長会についてであります。

3月27日、平成29年度第4回評議委員会がOKBふれあい会館で開催されました。

平成30年度の事業計画と予算1,312万5,000円について、原案のとおり可決されました。

6月1日、臨時総会及び平成30年度第1回評議委員会がOKBふれあい会館で開催されました。 初めに役員の補欠選挙が行われ、会長に神戸町の宮嶋三郎議長が選任されました。

引き続き、平成30年度の行事などについて協議が行われました。

5月28日、町村議会議長副議長研修会が、「これからの町村議会を考える」をテーマに、東京 国際フォーラムで開催され、安藤浩孝議長、安藤巖副議長が出席されました。

次に、本巣消防についてであります。

4月1日からの岐阜地域4市1町の消防広域化に伴い、本巣消防事務組合の解散式が、3月28日挙行されました。

次に、6月1日、国道157号整備促進期成同盟会定例総会が大野市の多田記念大野有終会館で 開催されました。

平成29年度決算について、収入総額74万4,529円、支出総額25万2,026円、差し引き49万2,503円を平成30年度に繰り越し、原案のとおり承認されました。

平成30年度予算については、収入支出それぞれ60万3,000円で、前年比較14万2,000円の減となっています。

北方町の負担金は1万1,000円で、原案のとおり承認されました。

なお、提言決議として施工実施箇所の事業促進並びに熊河から温見峠を経て長嶺に至る区間の 抜本的な改良事業に早期に着工することなどが決議されました。

次に、配付物についてであります。

北方町商工会からの生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望について、議会改革推進委員長報告、議会研修報告の写しを配付いたしました。

以上、報告をいたしました会議等の資料は事務局に保管しておりますので、ごらんいただきた いと思います。

失礼いたします。

○議長(安藤浩孝君) ただいま報告がありました中で、議会運営委員会で決まりました「生産性 向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望を、 総務教育常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、「生産性向上特別措置法」に基づく導入促進基本計画の策定及び固定資産税の特例措置に関する要望を、総務教育常任委員会に付託することとします。

続いて、議員の視察研修の結果を報告いたします。

5月8日、羽島市、岐南町、岐阜市へ議員9名が視察を行いました。

副議長より報告を求めます。

安藤巖君。

○副議長(安藤 巖君) 議長の命によりまして、議員調査・視察研修を過ぐる5月に実施いたしましたので、御報告をさせていただきます。

議員調査報告書。平成30年5月8日、視察研修を行ったので、調査の経過を次のとおり報告いたします。

まず、調査の場所についてでありますが、羽島市桑原学園、岐南町総合調理センター、岐阜市 境川中学校給食共同調理場の3カ所に行ってまいりました。

次に、調査の概要であります。

まず、羽島市であります。

桑原学園のある桑原町は羽島市の最南端にあり、面積約10平方キロメートル、人口約2,800人で、市内でも人口が少ない町である。桑原町の人口は減少の一途をたどっており、そのために地域の活力が減退し、教育力の低下にもつながりかねない状況にあります。

そこで、義務教育学校の創設を目指すことになり、地域のサポート体制のおかげもあって、平成29年4月の開校を迎えることになった。開校に当たり、準備万端の状態でスタートしたわけではなく、平成30、31年度にその内容を整備する、いわゆる先行型で始まっている。例えば校章、校歌などは、現在、子供たちと一緒になって決めているところである。

桑原学園が、羽島市において義務教育学校の先駆けになった経緯としては、過去にこの学校は、 小中一貫について研究が非常に活発に行われたことや、小中一校ずつがもともと隣接しているこ とが挙げられる。義務教育学校という教育にかかわる特色を生かして、地域の活性化や新規住民 の呼び込みを市としても期待しているとのことである。

義務教育学校とは、小・中学校にかわる新しい選択肢として国で設定された学校の形態である。

これを導入する原因の一つとしては、国の学習指導要綱という大枠の範疇において、子供たちの 実態に応じて新しい教科を含め、学習内容、指導事項を入れかえたり、前倒ししたりすることが できるようになるということがある。桑原学園ではその大きな裁量権を適切に行使し、子供たち の学力やひいては生きる力を伸ばすために最大限活用していかなければならないと考えている。

桑原学園の組織体制として、1人の校長を置き、副校長は置いていないところが特徴である。制度上、副校長を置くことは可能であるが、そのかわりに教諭を1人ふやすことで現場の力を強化する意図がある。また、一つの組織として推進していくために、平成29年度の夏休みに職員室を一つにして準備を進めてきた。ここで勤める職員は、原則、小・中学校両方の免許を持っており、9年間通して子供たちを指導する体制を整えている。

桑原学園が大切にしている義務教育学校の特徴として、小学校では比較的大切にされるきめ細やかな指導と、中学校では中学校で必要とされる説得する力を育てる指導を行うことがある。学校を一つにする上で、小・中学校の異なる授業時間をどう融合させていくかなど諸問題があり、その解決には、今までに当たり前にやってきたことへの改善、または挑戦が必要になる。小学校の文化と中学校の文化はその実大きく異なっており、それらをかけ合わせる取り組みを、桑原学園の校長は学校文化のルネサンスと捉えている。

今年度の取り組みでは、カリキュラムの改善、系統的な学習環境や学習方法を整えること、上の学年の子が下の学年の子に教えることで学ぶ独自の学習活動、豊かな心の育成のため道徳指導を重要視している。

具体的には、小学校前期課程の段階から教科担任制を積極的に導入することや、「教えて学ぶ」という教科に挑戦している。これらは、専門性の高さ、学級のでこぼこができにくいというメリットがあるが、学級担任が四六時中子供たちの様子を見るというシステムがないために、実態把握や一人一人に応じた教育をするといった面の弱さが出てくる。それを解決するために桑原学園では、毎週、小・中の職員が一堂に会し、全ての学年の子供たちの実態交流を行っている。視察の際に、上級学年の子供たちが、下級学年の子供たちに、ミニトマトの栽培を指導する授業をしており、学年の枠を超えて、「教えて学ぶ」ということを実践している現場を見ることができた。

また、7から9学年の後期課程の子供たちに萎縮してしまい、6年生たちの前期課程の子供たちの自主性が損なわれないようにするために、児童会と生徒会を併存させたり、逆に、運動会は前期課程と後期課程で合同実施するなど、子供たちの実態に応じた運営をしている。

義務教育学校には、従来の小・中学校にない特色があり、桑原学園ではそれをうまく引き出すための努力や工夫をしていることがわかった。今後、桑原学園のような先行事例を注視し、それらを北方町の教育に生かしていく責務があると考える。

続きまして岐南町であります。

岐南町にとっては、給食調理場の建てかえは長年の課題であり、どこに建設するか、財源をど うするかなどが懸案事項であった。 熊本地震などの影響で補助金がつかなかったが、施設の老朽化のため早期に建てかえをするということで、町単独で建設に踏み切った。

総合調理センターは4つの目標を持って建設されている。

1つ目は、衛生的な調理環境の実現のため、食材の搬入から下処理、調理、搬送までの流れを ワンウェイ動線とし、交差汚染の防止をしている。また、菌などの繁殖がないように、衛生的な ドライシステム方式の採用をしている。

2つ目は、環境に優しい施設ということで、電気量のピークを抑制するため、ガスコージェネレーションや太陽光発電装置を設置している。

3つ目は、食育の拠点ということで、給食施設ということで、研究室にはテストキッチンなど を備え、正しい食習慣や健康づくりなど、研修の場として利用できるようになっている。また、 2階の見学窓から調理作業の見学もできるようになっている。

4つ目には、防災機能を備えた施設ということで、災害時には炊き出しの拠点施設となり、研究室は避難用として解放される。また、プロパンガスを利用した可動式の大型鍋も配置されている。

施設の概要は、延べ面積約1,950平方メートルの鉄骨づくり2階建てとなっており、総事業費約11億5,000万円をかけて町単独で建設されており、日々約2,300食を調理している。施設の規模、附帯設備、総事業費の規模も大変立派な施設であった。

最後に、岐阜市であります。

境川中学校給食共同調理場は、学校給食審議会からドライシステムの学校給食センター方式を 採用し、より安全な給食へ転換を図るという答申を受けて、平成22年度、岐阜市にとって1カ所 目の共同調理場として整備されたものである。現在、4つの中学校で共同調理場が稼働している。

境川中学校給食共同調理場は、もともと武道館の下にあった給食室を増築したため、耐震等の関係で、どうしても取り除けない壁や柱があったり、天井は低くなっている。しかし、学校の調理場が廊下でつながっており、子供たちと調理員との交流ができている。

調理場で採用されているドライシステムは、調理機器などから床に水を落とさない構造となっており、細菌の繁殖防止、水はねによる2次汚染防止が可能となり、安全性と作業効率を高めることができる。

岐阜市では、今後も安全・安心な給食を提供できるように共同調理場の整備を進めていく計画 がされている。

各施設の開設までの取り組みを参考にしながら当議会として、学校構想の推進に取り組んでい きたい。

以上、視察研修の報告といたします。

○議長(安藤浩孝君) これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長(安藤浩孝君) 日程第4、行政報告を求めます。

町長。

〇町長(戸部哲哉君) おはようございます。

議員の皆さんには全員御出席をいただきまして、平成30年第2回の定例会を開催できますこと、 厚く御礼を申し上げます。

また本日は、平成30年度に入って初めての定例議会であります。 4月の人事異動で、執行部も新しく体制を組み直し、スタートをさせたところでありまして、議場での席がえも若干させていただきました。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思います。

また、先ほど議長からも話がありましたが、あしたには歴史的な米朝首脳会談が行われます。 我が国におきましても、核や弾道ミサイルの脅威が一日も早く取り除かれることや、拉致問題の 進展につながる大変重要な会談であります。いろいろ取り沙汰されておりますが、平和解決の第 一歩が踏み出されることに敬意と期待をしたいと思います。

それでは、議長の命によりまして、私のほうからは、行政報告ということで5件、御報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号 平成29年度北方町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、繰越明 許費繰越計算書のとおり個人番号カード交付事業費179万3,000円、町道381号線道路改良事業費 1,623万2,400円、合わせて1,802万5,400円を本年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

続きまして、報告第2号であります。

平成29年度北方町南東部開発事業特別会計継続費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第212条の規定により、翌年度にわたって使用する継続費について、継続費繰越計算書のとおり継続費の総額を6億8,000万円といたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告を申し上げます。

続きまして、報告第3号であります。

平成29年度北方町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法第213条の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、繰越明 許費繰越計算書のとおり、高屋西部土地区画整理地内管渠の整備事業費用として2,356万3,440円、 ふれあい水センター長寿命化事業費用2,872万8,000円、合わせて5,229万1,440円を本年度に繰り 越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

続きまして、報告第4号であります。

平成29年度北方町上水道事業会計繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、翌年度に繰り越して使用する繰越明許費について、 予算繰越計算書のとおり高屋西部土地区画整理地内の配水管の移設工事費用2,322万円を繰り越 しいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

続きまして、平成30年第1回岐阜地域児童発達支援センター組合議会、通称ポッポの家の定例 会が過ぐる3月30日、午後2時に、岐阜市役所4階の全員協議会室で行われました。

提案されました議案は2件で、第1号議案は、岐阜地域児童発達支援センター組合一般会計予算についてで、歳入歳出の予算総額につきまして、歳入歳出それぞれ1億1,677万5,000円と定めるものであります。

この予算総額は、前年度対比924万2,000円、8%の減額でありました。

歳入の主な内訳は、款1の分担金及び負担金8,399万1,000円で、これは、加入市町の運営負担金が6,495万3,000円と障害者通所給付費1,504万3,000円であります。

給付費負担金1,903万8,000円で、前年度対比221万9,000円の増となっております。

ほかには、款2の使用料及び手数料で、保険料保険診療収入2,073万6,000円などで、前年度対 比349万6,000円となっており、そのほかでは、前年度の繰越金が477万円、雑入が257万7,000円 となっており、主な歳入として計上されております。

これに対しまして、主な歳出には、款 1 議会費で30万5,000円、款 2 の総務費が1,646万2,000円で、前年度対比1,041万8,000円の減となっておりますが、これは退職手当の増減によるものであります。

次に、款3の民生費、児童福祉費が9,650万8,000円で、これは報酬や職員の給料、施設の管理 費等が計上されているものであります。

次に、第2号議案 岐阜地域児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について が審議をされました。

これは、児童福祉法が一部改正されたことによる条項第6条の項ずれが生じたことによるものであります。

以上、いずれも原案どおりに決定がなされたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長(安藤浩孝君) これで行政報告を終わります。

日程第5 議会改革推進に関する事務調査について

○議長(安藤浩孝君) 日程第5、議会改革推進に関する事務調査についてを議題とします。 議会改革推進委員長の報告を求めます。

松野由文君。

- **〇議会改革推進委員長(松野由文君)** それでは、議長の命により、委員会の調査報告をさせていただきます。
 - 1. 議会改革推進に関する事務調査について。

上記調査について、3月5日、5月10日及び18日に委員会を開催し調査を行ったので、会議規則第73条の規定により、次のとおり報告をします。

3月5日。

1) 議会基本条例について。

議会基本条例に基づいた活動がなされていないため、この条例を今後どう取り扱っていくか検 討をした。条例の内容について項目ごとに見直しをしていくこととした。

2) 政務活動費について。

個人で研修に行くと個人の知識で終わってしまう。研修をして、その活動報告によって知識を 共有するため、政務活動費を置いてはどうかと提案があった。また、議会基本条例第14条の議員 研修強化の観点から、政務活動費を置いてもいいのではないかとの意見も出た。

しかし、全国的にも2割くらいが設けているのみで、今の時世、政務活動費を置いても使えないなどの意見があり、政務活動費については設けないことと決定した。

5月10日、5月18日。

1)議会基本条例について。

まちづくりに対して議会はどうあるべきかを定めたものが、議会基本条例である。町民との対話の場である議会報告会は四、五年実施されておらず、また他の議会との交流や研修も進んでいないなど、実施されていないことがあるため、廃止してはどうかという強い意見が出た。

しかし、条文の中には、なくすと議会の運営、活動に差しさわるものもあり、議会が目指す一つの到達点、最終目標として議会基本条例を残すことに決定した。

その他。

平成30年5月1日発行の議会だよりの議会改革推進委員会の報告の記事において、政務活動費 が議会基本条例に沿った提案である旨の記載がなく、誤解を招く可能性があるとの指摘があり、 次回からは注意を払うこととした。

また、今後の定例会の日程について、委員会付託方式を復活させる。開会前に全員協議会を開き、議会後、常任委員会に付託して審議することとする。

なお、9月定例会から変更することとし、詳細な日程については議会運営委員会で決めること とする。

以上、委員会調査報告書をこれで終わらせていただきます。

○議長(安藤浩孝君) 議会改革推進委員長の報告を終わります。

委員長報告のとおり了承することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり了承することに決定しました。

日程第6 同意第4号

〇議長(安藤浩孝君) 日程第6、同意第4号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(戸部哲哉君) それでは、同意第4号 北方町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

これにつきましては、前任者の横山明氏より辞任の申し出があり、新たに後任の固定資産評価 審査委員会委員を選任するに当たりまして、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を お願いするものであります。

選任したい者は、浅井浩氏であります。住所は北方町____、生年月日は_____ 生まれの64歳の方で、昭和47年に県立岐阜商業高校を卒業されてから、岐阜、愛知、各所の税務署勤務を経て、平成26年から名古屋中村税務署筆頭特別国税調査官を最後に定年退職をされ、現在は税理士登録をされ、活動をされておられます。

その経歴が示しますように、税務に関する専門的な知識・経験を有する学識経験者として適当であり、同氏を選任したいので、御審議をいただきたく、御同意をいただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長(安藤浩孝君) これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

〇議長(安藤浩孝君) 質疑、討論を省略します。

これから同意第4号を採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は同意することに決定しま した。

日程第7 承認第1号から日程第13 議案第36号まで

○議長(安藤浩孝君) 日程第7、承認第1号から日程第13、議案第36号までを一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〇町長(戸部哲哉君) それでは、順次御提案をさせていただきました議案の説明をさせていただきたいと思います。

まず、承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する等の法律が平成30年3月31日に公布され、これに伴い、北方町税条例の一部を改正する条例制定の必要が生じましたが、同法は平成30年4月1日からの施行であるために、議会の招集をするいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定より専決処分をいたしましたので、これを御報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、承認第2号であります。

専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法の一部を改正する政令の公布に伴う、北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、国民健康保険税の減額基準を変更する改正等を、平成30年4月1日からの施行であるため、議会の招集をするいとまがないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを御報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、議案第32号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、本条例を制定しようとするものであります。

続きまして、議案第33号 北方町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

国民健康保険税の基礎課税額の算定である、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯平等割の 4方式から資産割をなくし、3方式に変更したことで税率等の改正が必要となり、本条例を制定 しようとするものであります。

続きまして、議案第34号 北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。

北方町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例を制定しようとするもので、第10条第3項第4号を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者に改め、第10条の第3項10号の5年以上放課後児童健全育成従事した者であって町長が適当と認めた者を加えるものであります。

続きまして、議案第35号 平成30年度北方町一般会計補正予算(第1号)を定めるについてであります。

補正の内容でありますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,956万円を追加して、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億3,756万円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりであります。

歳出の主なものを述べさせていただきます。

款 2 総務費、総務管理費の一般管理費 400万円の歳出は、社会福祉法人北方町社会福祉協議会に対して駐車場の整備費用を出資することとし、その出資額を出資金として増額をするものであります。

また、公有財産購入費用の360万円は、係る駐車場進入路の用地取得費用となります。

次に、企画費の100万円を増額しております。

これは、県補助金200万円の交付を受け、清流フェス事業費を400万円に増額したことにより増額としたものであります。

款4の衛生費で、保健センター費113万3,000円の支出は、保健センターの屋根、軒先のとい部分の防水シートが劣化するなど、雨漏りに対処するための修繕が必要となったための費用であり

ます。

款10の教育費、教育総務費の事務局費278万8,000円の支出は、北方小学校敷地内運動場の南側に当たりますが、水路や赤道のつけかえなど、また測量等の費用が生じたためであります。

また、社会教育費、生涯学習センター費の350万円は、学習棟の3階部分の屋外配水管が詰まったことで屋内が水浸しになり、天井が落ちるなどの被害が生じたため、その修繕に要する費用であります。

以上、御理解をいただきまして、よろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、議案第36号であります。

平成30年度北方町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めるについてであります。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ682万5,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億751万1,000円とするものであります。

なお、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、補正予算書の第1表歳入歳出予算補正のとおりで、繰越金を2,592万9,000円から3,275万4,000円に増額するものであります。

以上、議員各位におかれましては慎重な御審議をいただき、適切な御決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(安藤浩孝君) 提案理由の説明が終わりました。

これらの案件については本日はこれまでとし、休会中に議案調査を行うことにします。

○議長(安藤浩孝君) お諮りします。議案調査のため、あす6月12日から17日までの6日間を休会することとし、本日はこれで散会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(安藤浩孝君) 異議なしと認めます。したがって、あす6月12日から17日までの6日間を休会することとし、本日はこれで散会することに決定しました。

第2日は18日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会をします。

散会 午前10時17分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成30年6月11日

議 長 安藤浩孝

署名議員 安藤 巖

署名議員 鈴木浩之